

輸入初生ひな等の検疫強化疾病検査要領

1 対象とする初生ひな等

本要領における初生ひな等は、輸入される鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類（以下「かも類」という。）の初生ひな及びその種卵とする。

2 対象とする疾病

本要領における対象疾病は、高病原性鳥インフルエンザ及び鳥インフルエンザ並びにサルモネラ症（監視伝染病及びその他のサルモネラ症をいう。）とする（以下「検疫強化疾病」という。）。

3 到着港における検査

(1) 到着前の対応

到着港の動物検疫所長（支所長及び出張所長を含む。以下「到着港所長」という。）は、輸入の届出に係る通知を受けた場合、初生ひな等の到着時刻及び過去の輸入事例の到着時の死亡状況等を勘案の上、検査を担当する家畜防疫官を指名するとともに、到着時検査が円滑かつ迅速に実施できるよう検査体制を整える。

(2) 到着時検査

ア 到着した初生ひな等に対して次の検査を実施する。

(ア) 初生ひなについては、活力、死亡・衰弱状況、輸送環境（ムレ、寒冷感作）、積載状況等を検査する。

(イ) 種卵については、卵殻の破損、ひび割れの有無等を検査する。

(ウ) (ア) 又は (イ) の検査状況を初生ひなの輸入検疫要領（平成20年10月6日付け20動検第714号の別添1。以下「初生ひなの検疫要領」という。）の別記様式第6号「初生ひなの輸入港到着時検査状況」又は種卵の輸入検疫要領（平成20年10月6日付け20動検第715号。以下「種卵の検疫要領」という。）の別記様式第6号「種卵の輸入港到着時検査状況」にそれぞれ記載する。

イ 検査材料の採取

到着時における検査材料の採取は、次のことに留意し、別表1により行う。

(ア) 死亡・とう汰ひな等の採材

到着時検査及び死亡・とう汰ひな、破損した種卵等の採取は、所要時間を短縮することにより、初生ひな等へのストレスを軽減するため、輸入者

(代理人を含む。以下同じ。)の協力を得て行う。

また、検査用に初生ひな等をとう汰して検査材料を採取する場合は、当該初生ひなの衰弱状況、種卵の破損状態等から予後等を勘案の上、輸入者の理解と協力を得て実施する。

- (イ) 採取した死亡・とう汰ひな、破損した種卵等は、到着港の動物検疫所で冷凍保存(−20℃、2か月間)する。検査に使用しなかったロット及び輸入検疫証明書が交付されたロットについては、検疫終了後に滅菌後廃棄処分又は消毒後焼却処分する。

#### ウ 検査の実施

アの検査において次の異常所見等が認められた場合又は4の(4)のイにより「初生ひなの検疫要領」及び「種卵の検疫要領」の別紙の「検査場所を管轄する動物検疫所及び検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の区域」の検査場所における輸入検疫を担当する動物検疫所の長(以下「検査担当所長」という。)から検査の依頼があった場合には、別表1により検査材料を処理し、別表2により検査を実施する。

(ア) 検疫強化疾病を疑う臨床所見が認められた場合

- (イ) 死亡・とう汰率が3%以上認められる場合(死亡原因が物理的要因であることが明らかな場合を除く。)

(ウ) 疫学調査により、検査を必要とする場合

#### (3) 検査結果の通知等

##### ア 検査担当所長への通知

(ア) 到着港所長は、到着港における臨床検査で異常所見等が認められ、検疫強化疾病の検査を実施した場合は、別紙様式1-1又は(及び)1-2により、その結果を検査担当所長に通知する。

(イ) また、到着港所長は、検疫強化疾病の病原体が分離された場合又は検査で陽性となった場合は、当該初生ひな等と同一ロットとして到着港に到着した初生ひな等の検査担当所長に通知する。

##### イ 横浜本所への報告及び精密検査の依頼

到着港所長は、異常所見等が認められ、鳥インフルエンザの検査を実施した場合、検疫強化疾病の病原体が分離された場合又は検査で陽性となった場合は、企画連絡室長及び精密検査部長あてに報告するとともに、当該検査材料(分離した病原体を含む。)を精密検査部病理・理化学検査課に送付し、精密検査を依頼する(別紙様式2-1又は(及び)2-2)。

なお、電子情報処理組織等を利用して依頼を行う場合は、別紙様式2-3を当該検査材料に添付し、精密検査を依頼する。

#### 4 検査場所における係留検査

農林水産大臣指定検査場所（以下「検査場所」という。）における係留検査は、検査担当動物検疫所が次により実施する。

##### (1) 検査材料の採取

検査材料は、次のロットごとに採取する。

###### ア 鳥インフルエンザ検査用

(ア) だちょう及びかも類（あひる及びがちょうを除く。）の初生ひな等（種卵で輸入され、ふ化したひなも含む。）は全ロット

(イ) 鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる及びがちょうの初生ひな等については、3の(2)のウの異常所見等が認められたロット

###### イ サルモネラ検査用

全ロット

##### (2) 検査材料の採取方法

###### ア 初生ひな

(ア) 検査担当動物検疫所の家畜防疫官（「家畜防疫官」という。以下同じ。）は、検査場所の責任者に次の a 及び b を指示する。

a 初生ひなの収容日から家畜防疫官の採材時検査実施日までの死亡・とう汰ひなを検疫日ごとに採取日を記入した未使用のビニール袋に入れて冷凍保存すること。なお、採材時検査実施後も随時検査が必要な場合があることから、死亡・とう汰ひなを検疫日ごとに採取日を記入した未使用のビニール袋に入れて冷凍保存すること。

b 輸送箱の新鮮便付着敷料を箱ごとに未使用のビニール袋に入れて冷凍保存すること。

(イ) 家畜防疫官は、初生ひなの検疫第4～6日目に実施する採材時検査及び係留検査中に大量死等の異常が報告された際に実施する随時検査の際に別表1により(ア)で保存中の死亡・とう汰ひな等を採取する。

###### イ 種卵

(ア) 家畜防疫官は、検査場所の責任者に次の a 及び b を指示する。

a ふ卵開始後、検卵してもふ化率に悪影響を及ぼすことがない日数以降に毎日検卵を行い、発育停止卵（死ごもり卵を含む。）を採取し、卵殻上に保管日を記入の上、冷蔵保存（4℃）する。1週間分の発育停止卵を検査担当動物検疫所に送付すること。

b ふ化後の死亡・とう汰ひなは、ア(ア)aに準じて採取日を記入した未使用のビニール袋に入れて冷凍保存すること。

(イ) 家畜防疫官の行う採材時検査及び随時検査の際に行う検査材料の採取は、

(ア) で保存中の発育停止卵、死亡・とう汰ひなについて (1) のア及びイに準じて行う。

### (3) 検査の実施

別表 1 により検査材料を処理し、別表 2 により検査を実施する。

### (4) 検査結果の通知等

#### ア 到着港所長等への通知

(ア) 検査担当所長は、(3) の検査結果を別紙様式 3-1 又は (及び) 3-2 により到着港所長に通知する。

(イ) 検査担当所長は、検疫強化疾病の病原体が分離された場合又は検査で陽性となった場合は、(ア) に準じて、当該初生ひな等と同一ロットとして到着港に到着した初生ひな等の検査担当所長に通知する。

#### イ 横浜本所への報告及び精密検査等の依頼

検査担当所長は、異常所見等が認められ鳥インフルエンザの検査を実施した場合、検疫強化疾病の病原体が分離された場合又は検査で陽性となった場合は、企画連絡室長及び精密検査部長あてに報告するとともに、当該検査材料 (分離した病原体を含む。) を精密検査部病理・理化学検査課に送付し、精密検査を依頼する (別紙様式 2-1 又は (及び) 2-2)。

なお、電子情報処理組織等を利用して依頼を行う場合は、別紙様式 2-3 を当該検査材料に添付し、精密検査を依頼する。

また、到着港所長に到着港で保存中の材料を用いた検疫強化疾病の検査を別紙様式 3-3 により依頼する。

#### ウ 仕向先都道府県への報告通知

5 の (1) のア又はイの病原体が分離された場合にあつては、検査担当所長は、「初生ひなの輸入検疫要領」及び「種卵の輸入検疫要領」の 1 2 の家きんの監視伝染病摘発に伴う都道府県への通知に基づき、仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長及び検査場所が所在する都道府県畜産主務課長に通知するとともに、当該初生ひな等と同一ロットの初生ひな等の検査担当所長に通知する。通知を受けた検査担当所長は、当該初生ひな等の仕向先農場を管轄する都道府県畜産主務課長及び検査場所が所在する都道府県畜産主務課長に通知する。

## 5 検査に基づく処置等

3 及び 4 の検査の結果、検疫強化疾病の病原体が分離された場合、検査担当動物検疫所は、次により対処する。

### (1) 初生ひな等に対する処置

ア 高病原性鳥インフルエンザウイルス、サルモネラ・プロラム又はサルモ

ネラ・ガリナルムが分離された場合は、全群の殺処分、とう汰又は輸出国への返送を指示する。

イ 鳥インフルエンザウイルス(高病原性鳥インフルエンザウイルスを除く。)、サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム又はサルモネラ・コレラエスイスが分離された場合は、全群のとう汰又は輸出国への返送を指示する。

ウ ア及びイ以外のサルモネラが分離された場合には、家きんの監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められる場合であっても、国内の清浄性維持の観点から返送を指導するものとするが、輸入者が輸入を希望する場合は、仕向先農場及び当該場所を管轄する都道府県及び検査場所が所在する都道府県畜産主務課と十分連携をとって対応した上で、輸入検査証明書を交付する。

なお、輸入者が検査場所での投棄や一定期間の経過観察等を希望する場合は、以後の収容計画を勘案し、支障のない場合にはこれを認めるものとする。

## (2) 検査場所の施設等に対する処置

検査場所から初生ひな等をオールアウトした後は、汚染物等の適切な処理と貯卵施設、ふ卵施設、育すう舎機材等の消毒を実施するよう検査場所の責任者に指示する。

## 6 休舎期間中における検査及び処置

### (1) 検査強化疾病の病原体(監視伝染病の病原体に限る。)が分離された場合

ア 初生ひな等を収容した貯卵施設、ふ卵施設及び育すう舎等について、検査場所の責任者による5の(2)の処置を終了した後、検査担当動物検査所は当該病原体の分離検査を実施する。

イ アの検査の結果、当該病原体が分離された場合は、当該病原体が分離されなくなるまで消毒を実施するよう検査場所の責任者に指示する

### (2) 検査強化疾病の病原体(監視伝染病以外の病原体の場合)が分離された場合

ア 初生ひな等を収容した貯卵施設、ふ卵施設及び育すう舎等について、検査場所の責任者による5の(2)の処置を終了した後、検査場所の責任者は検査材料を採取し、当該病原体の分離検査を実施し、検査担当所長に報告する。

イ アの報告を受けた検査担当所長は、当該病原体が分離された場合は、当該病原体が分離されなくなるまで消毒・検査を反復するよう検査場所の責任者に指示する。

## 7 摘発事例の報告及び採取材料の保存

### (1) 検査強化疾病の検査で病原体が分離された事例又は陽性となった事例については、初生ひなに係る輸入検査精度の向上と我が国への当該疾病の侵入防止を

図るため、臨床所見及び解剖所見等について、検査終了後、速やかに摘発事例を企画調整課長に報告する。

- (2) 検疫強化疾病の検査に供した死亡・とう汰ひな等の残余材料は、病性鑑定の必要に応じて適切に対応できるよう保存する。

## 8 横浜本所の対応

- (1) 精密検査部長は、3の(3)のイ及び4の(4)のイに係る精密検査の結果を別紙様式4-1又は(及び)4-2により、精密検査を依頼した到着港所長又は検査担当所長及び企画連絡室長に通知する。

ただし、電子情報処理組織等を用いて依頼を受けた場合は、システムに結果を登録することにより到着港所長又は検査担当所長及び企画連絡室長が、システムに蓄積された情報を確認することができることから、書面による通知の必要はない。

- (2) 精密検査部病理・理化学検査課における精密検査で、インフルエンザウイルス(H5N1)が分離された場合にあつては、インフルエンザ(H5N1)を指定感染症として定める等の政令(平成18年政令第208号)に基づき、企画連絡室長は、当該初生ひなの輸入検査を実施している検査場所を管轄する保健福祉センター支援運営課に感染症発生届(動物)を提出する。

別表 1

## 検疫強化疾病の検査のための材料採取及び処理方法

	到着港における検査	検疫期間中における検査	休舎期間中における検査
材料採取	<p>到着時検査における検査材料の採取は次による。</p> <p>(1) 異常所見等が認められない場合 死亡・とう汰ひな、破損又はひびが入った種卵</p> <p>(2) 異常所見等が認められた場合 ア 死亡・とう汰ひな 最大 30 羽。30 羽未満の場合は不足羽数×2 羽分のクロアカスワブを採取 イ 破損又はひびが入った種卵 最大 30 個。30 個未満の場合は全部、必要ならば検卵を実施</p> <p>(注)異常所見等とは、次をいう。 ・検疫強化疾病を疑う臨床所見が認められた場合 ・死亡・淘汰率が 3%以上認められた場合(死亡原因が物理的要因であることが明らかな場合を除く。) ・疫学調査により、検査を必要とした場合</p>	<p>1 採材時検査 (1) 初生ひな 検疫日ごとに冷凍保存された死亡・とう汰ひなを 1 日当たり最大 10 羽とし、合計 30 羽採取する。ただし、30 羽未満の場合には、次によりクロアカスワブを採取する。 ・サルモネラ検査のみ行う場合は、不足羽数×2 羽分を採取する。 ・サルモネラ検査及び鳥インフルエンザの検査を行う場合は、不足羽数×4 羽分を採取する。</p> <p>(2) 種卵(発育停止卵、死ごもり卵)</p> <p>(3) 輸送箱の敷料 ア 1 区画の糞便数が当該区画の収容羽数より多い場合：輸送箱 3 箱から各箱の 1 区画分 イ 1 区画の糞便数が当該区画の収容羽数より少ない場合：輸送箱 6 箱から各箱の 1 区画分</p> <p>(4) 検査場所の敷料 新鮮便付着敷き料を各ペンから採取：合計 10 個</p> <p>2 随時検査 (1) 死亡・とう汰ひな 30 羽を採取する。ただし、30 羽未満の場合には、次によりクロアカスワブを採取する。 ・サルモネラ検査のみ行う場合は、不足羽数×2 羽分を採取する。 ・サルモネラ検査及び鳥インフルエンザの検査を行う場合は、不足羽数×4 羽分を採取する。</p> <p>(2) 必要に応じて飼料、給与水を採取する。</p>	<p>摘発があった場合 (1) 鳥インフルエンザ 家畜防疫官の指示に従い、おとり鶏を 30 羽導入し、4 週間臨床観察後、気管スワブ、クロアカスワブ、血清を採材する。</p> <p>(2) サルモネラ 次の場所について、それぞれ 20 サンプルずつ、滅菌スキムミルクに浸したガーゼパッドを用いて採取する。 ・貯卵施設(床、壁、天井、貯卵器、付帯施設等) ・ふ卵施設(床、壁、天井、ふ卵器、付帯施設等) ・育すう舎(床、壁、天井、育すう器、換気装置、給餌器、長靴等) ・管理人室等付帯施設(床、壁、天井等) ・その他必要な場所、汚染の疑いがある箇所の塵埃等</p> <p>・おとり鶏は、検査場所の責任者が準備する。 ・臨床観察は、検査場所の責任者が行い、検査担当動物検疫所に報告する(検査中に検査担当動物検疫所の家畜防疫官が臨床検査を実施する。) ・材料採取及び発育鶏卵接種によるインフルエンザウイルス分離は、検査担当動物検疫所が実施する。</p>
供試材料	<p>1 鳥インフルエンザ (1) 初生ひな ・死亡・とう汰ひなの気管スワブ、クロアカスワブ ・不足羽数分のクロアカスワブ (2) 種卵 卵黄、卵白(漿尿膜腔液等)</p> <p>2 サルモネラ (1) 初生ひな ・死亡・とう汰ひなの肝臓、卵黄嚢 ・不足羽数分のクロアカスワブ (2) 種卵 ・卵黄、卵白(胎仔臓器等)</p>	<p>1 鳥インフルエンザ (1) 初生ひな ・死亡・とう汰ひなの気管スワブ、クロアカスワブ ・不足羽数分のクロアカスワブ (2) 種卵 ・漿尿膜腔液、気管スワブ</p> <p>2 サルモネラ (1) 初生ひな ・死亡・とう汰ひなの肝臓、卵黄嚢 ・不足羽数分のクロアカスワブ (2) 種卵 ・胎仔臓器等</p> <p>(3) 輸送箱の敷料 (4) 検査場所の敷料</p>	<p>摘発があった場合 (1) 鳥インフルエンザ ・とう汰ひなの気管スワブ、クロアカスワブ、血清</p> <p>(2) サルモネラ ・各施設の床、壁、天井、機器及び付帯施設等のガーゼパッドのぬぐい液</p>
材料処理 (採取した材料全てを処理し、検査に供すること)	<p>1 鳥インフルエンザ (1) 鳥インフルエンザウイルス A 型遺伝子検出用酵素抗体反応キット又は同等以上の感度で遺伝子が検出可能なキットを用いる場合 ア 初生ひな ・気管スワブ 採取材料 10 羽分をプールして処理する ・クロアカスワブ 採取材料 10 羽分をプールして処理する イ 種卵 ・漿尿膜腔液 採取材料 10 羽(若しくは個数)分をプールして処理する</p> <p>(2) A 型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット又は同等以上の感度で抗原が検出可能なキットを用いる場合 ア 初生ひな ・気管スワブ 1 羽ごとに処理する ・クロアカスワブ 1 羽ごとに処理する イ 種卵 ・漿尿膜腔液 1 羽(若しくは個数)ごとに処理する</p> <p>2 サルモネラ (1) 初生ひな ・肝臓 採取材料 10 羽分をプールして処理する ・卵黄嚢 採取材料 10 羽分をプールして処理する (2) 種卵 ・卵黄、卵白(胎仔臓器等) 10 個分をプールして処理する</p>	<p>1 鳥インフルエンザ (1) 鳥インフルエンザウイルス A 型遺伝子検出用酵素抗体反応キット又は同等以上の感度で遺伝子が検出可能なキットを用いる場合 ア 初生ひな ・気管スワブ 採取材料 10 羽分をプールして処理する ・クロアカスワブ 採取材料 10 羽分をプールして処理する イ 種卵 ・漿尿膜腔液 採取材料 10 羽(若しくは個数)分をプールして処理する</p> <p>(2) A 型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット又は同等以上の感度で抗原が検出可能なキットを用いる場合 ア 初生ひな ・気管スワブ 1 羽ごとに処理する ・クロアカスワブ 1 羽ごとに処理する イ 種卵 ・漿尿膜腔液 1 羽(若しくは個数)ごとに処理する</p> <p>2 サルモネラ (1) 初生ひな ・肝臓 採取材料 10 羽分をプールして処理する ・卵黄嚢 採取材料 10 羽分をプールして処理する (2) 種卵 ・卵黄、卵白、臓器 10 個分をプールして処理する (3) 輸送箱の敷料 採取材料の半分を 1 検体として、合計 2 検体とする。 (4) 検査場所の敷料 10 個分をプールして処理する (5) 飼料 25 g を 1 検体として処理する (6) 給与水 25ml を 1 検体として処理する</p>	<p>摘発があった場合 1 鳥インフルエンザ (精密検査部で実施する検査のために以下の材料を処理する) ・気管スワブ 採取材料 10 羽分をプールして処理する ・クロアカスワブ 採取材料 10 羽分をプールして処理する ・血清 1 羽ごとに処理する</p> <p>2 サルモネラ ・各所 採取材料 10 サンプル分をプールして処理する</p>

別表 2

## 検疫強化疾病のための検査方法

## 1 鳥インフルエンザの検査方法

到着港における検査	検疫期間中における検査	休舎期間中における検査
鳥インフルエンザウイルスA型遺伝子検出用酵素抗体反応キット若しくは同等以上の感度で遺伝子が検出できるキット又はA型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット若しくは同等以上の感度で抗原が検出可能なキットによる検査を次の検査材料について実施する。 ・臨床検査で、異常所見等（別表1）を認めるロット	鳥インフルエンザウイルスA型遺伝子検出用酵素抗体反応キット若しくは同等以上の感度で遺伝子が検出できるキット又はA型インフルエンザ診断用ラテックス標識抗体反応キット若しくは同等以上の感度で抗原が検出可能なキットによる検査を次の検査材料について実施する。 ・だちょう及びかも類（あひる及びがちょうを除く。）の初生ひな等については、全ロット ・鶏、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる及びがちょうの初生ひな等については、異常所見等を認めたロット	摘発があった場合 1 おとり鶏を導入し、4週間飼養して、臨床観察を実施する。 2 臨床観察を4週間実施した後、おとり鶏の気管スワブ、クロアカスワブ、血清を採取し、発育鶏卵接種により鳥インフルエンザウイルス分離と寒天ゲル内沈降反応を実施する。
精密検査部病理・理化学検査課における検査 発育鶏卵接種（補：RT-PCR検査他） ウイルス分離 赤血球凝集試験（HA）陽性 鳥インフルエンザの同定（HA，NAの抗原亜型の決定） 鳥インフルエンザウイルス以外の場合は、分離ウイルスを同定		

## 2 サルモネラの検査方法

	死亡・とう汰ひな、種卵	クロアカスワブ、糞便付着敷料、	鶏舎内の床、壁、天井等の塵埃、飼料、給与水、綿毛（注4）
前増菌培養			リン酸緩衝ペプトン水（BPW。以下同じ。） ・鶏舎内塵埃は、100mlのBPWに接種する。 ・給与飼料は、10倍量のBPWに接種する。 ・給与水は、10倍量のBPWに接種する。 ・綿毛は、10倍量のBPWに接種する。 室温で振盪1時間後、37℃で24時間培養する。
増菌培養	ハーナ・テトラチオン酸塩培地（HTT。以下同じ。） 肝臓、卵黄嚢、種卵胎子の臓器（卵白、卵黄を含む。）を10倍量のHTTに接種し、41.5℃で24時間培養する。 トリプトソイブイオン 肝臓、卵黄嚢、種卵胎子の臓器（卵白、卵黄を含む。）を10倍量のトリプトソイブイオンに接種し、37℃で24時間培養する。	ハーナ・テトラチオン酸塩培地（HTT。以下同じ。） ・クロアカスワブは10mlのHTTに接種する。 ・敷料等を10倍量のHTTに接種（注3）し、41.5℃で24時間培養する。	ハーナ・テトラチオン酸塩培地（HTT。以下同じ。） ・BPW 1mlをHTT 10mlに接種し、41.5℃で24時間培養する 必要に応じて、トリプトソイブイオンによる培養を実施する。
遅延増菌培養	HTTで増菌培養したもののみ実施する。 増菌培養したものをさらに室温で5日間培養する。 培養液を10倍量のHTTに接種し、41.5℃で24時間培養する。	増菌培養したものをさらに室温で5日間培養する。 培養液を10倍量のHTTに接種し、41.5℃で24時間培養する。	HTTで増菌培養したもののみ遅延増菌培養を実施する。 増菌培養したものをさらに室温で5日間培養する。 培養液を10倍量のHTTに接種し、41.5℃で24時間培養する。
分離培養（注1）	プリリアントグリーン寒天、DHL寒天（注2）、トリプトソイ寒天培地を用いて37℃で24時間培養する。ただし、トリプトソイ寒天培地を用いた検査は、スクリーニング検査が陰性の場合、その後の同定等を省略することができる。	プリリアントグリーン寒天、DHL寒天（注2）を用いて37℃で24時間培養する。	プリリアントグリーン寒天、DHL寒天（注2）、トリプトソイ寒天培地を用いて37℃で24時間培養する。ただし、トリプトソイ寒天培地を用いた検査は、スクリーニング検査が陰性の場合、その後の同定等を省略することができる。
性状確認	疑わしいコロニーを各3個釣菌し、TSI、SIM、リジン脱炭酸培地に接種し、37℃で24時間培養する。	疑わしいコロニーを各3個釣菌し、TSI、SIM、リジン脱炭酸培地に接種し、37℃で24時間培養する。	疑わしいコロニーを各3個釣菌し、TSI、SIM、リジン脱炭酸培地に接種し、37℃で24時間培養する。
血清型別	O群多価血清（急速凝集） O群各型血清（急速凝集） H抗原	O群多価血清（急速凝集） O群各型血清（急速凝集） H抗原	O群多価血清（急速凝集） O群各型血清（急速凝集） H抗原

（注1）分離培養に先立つスクリーニング検査は、増菌培養後の培養液を用いてDNAプローブ法又はLAMP法で実施する。

（注2）ノボピオシナトリウム（20mg/l）をプリリアントグリーン寒天及びDHL寒天に添加することにより分離率が向上する。

（注3）輸送箱の敷料、糞便付着敷料は、HTT内で振盪し、糞便を抽出後、敷料等を除去して培養する。

（注4）監視伝染病の病原体については、検査担当動物検疫所が、監視伝染病以外の病原体については、検査場所責任者が検査を実施する。

平成 年 月 日

殿

動物検疫所 長

サルモネラ検査結果について

輸入港において実施したサルモネラの検査について、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 種類
- 2 用途
- 3 仕出国
  - (1) 生産農場(名称及び所在地)
  - (2) ふ化場(名称及び所在地)
- 4 搭載機名
- 5 到着港
- 6 到着年月日
- 7 到着羽数
- 8 到着時の死亡及びとう汰羽数
- 9 検査場所の名称及び所在地
- 10 指示書番号
- 11 配布先
- 12 同一ロットの検査場所(検査担当動物検疫所、出張所)
- 13 サルモネラ検査の結果
  - (1) サルモネラ分離の有無： 有 無(いずれかを で囲む)
  - (2) サルモネラ分離状況(サルモネラ分離：有の場合)

分離材料	血清型別(O抗原、H抗原)	培養サンプル数	分離サンプル数	備考

(注)備考欄には、ひなの由来(系統・性別等)、その他参考となる事項を記載する。

殿

動物検疫所 長

鳥インフルエンザ検査結果について

到着港において実施した鳥インフルエンザの検査について、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 種類
- 2 用途
- 3 仕出国
  - ( 1 ) 生産農場 ( 名称及び所在地 )
  - ( 2 ) ふ化場 ( 名称及び所在地 )
- 4 搭載機名
- 5 到着港
- 6 到着年月日
- 7 到着羽数
- 8 到着時の死亡及びとう汰羽数
- 9 検査場所の名称及び所在地
- 10 指示書番号
- 11 配布先 ( 名称、所在地 )
- 12 同一ロットの検査場所 ( 検査担当支所、出張所 )
- 13 鳥インフルエンザウイルス検査結果
  - (1) 検査法：  
陽性 陰性 ( いずれかを で囲む )
  - (2) 検査陽性の場合

分離材料	使用キット：LOT 番号、使用期限	全サンプル数	陽性サンプル数	備考

(注) 備考欄には、ひなの由来 ( 系統・性別等 )、その他参考となる事項を記載する。

平成 年 月 日

企画連絡室長 } 殿  
精密検査部長 }

動物検疫所 長

サルモネラ分離の報告及び精密検査の依頼について

(到着港・検査場所)におけるサルモネラ検査を実施した結果、サルモネラが分離されたので、下記のとおり報告するとともに、精密検査を依頼します。

記

- 1 種類
- 2 用途
- 3 仕出国
  - (1) 生産農場(名称及び所在地)
  - (2) ふ化場(名称及び所在地)
- 4 搭載機名
- 5 到着港
- 6 到着年月日
- 7 到着羽数
- 8 到着時の死亡及びとう汰羽数
- 9 検査場所の名称及び所在地
- 10 指示書番号
- 11 配布先
- 12 同一ロットの検査場所(検査担当動物検疫所、出張所)
- 13 サルモネラ検査の結果
  - (1) サルモネラ分離の有無: 有 無(いずれかを で囲む)
  - (2) サルモネラ分離状況(サルモネラ分離:有の場合)

送付菌株番号	分離材料	血清型	O抗原、H抗原	備考

(注) 備考欄には、ひなの由来(系統・性別等)、その他参考となる事項を記載する。

平成 年 月 日

企画連絡室長 } 殿  
精密検査部長 }

動物検疫所 長

鳥インフルエンザ検査の結果の報告及び精密検査の依頼について

(到着港・検査場所)において、鳥インフルエンザ検査を実施したので、その結果を下記のとおり報告するとともに、鳥インフルエンザの精密検査を依頼します。

記

- 1 種類
- 2 用途
- 3 仕出国
- (1) 生産農場(名称及び所在地)
- (2) ふ化場(名称及び所在地)
- 4 搭載機名
- 5 到着港
- 6 到着年月日
- 7 到着羽数
- 8 到着時の死亡及びとう汰羽数(死亡率)
- 9 検査場所到着羽数
- 10 検査場所での死亡及びとう汰羽数(死亡率:採材時検査立入前3日間)
- 11 検査場所の名称及び所在地
- 12 指示書番号
- 13 配布先(名称、所在地)
- 14 同一ロットの検査場所(検査担当支所、出張所)
- 15 鳥インフルエンザウイルス検査法:  
陽性 陰性 (いずれかを で囲む)
- 16 異常所見等(具体的に記載)
- 17 送付材料

## 検査依頼 兼 結果通知書

出力

殿

長

## 検査依頼

精密検査依頼番号		依頼年月日	
依頼区分		材料到着予定年月日/時間帯	
輸出入区分		仕出(向)国	
種類		申請(ロット)番号	
検査項目		材料(具体的品名)	検体数
1			
2			
3			
4			
製造工場番号または名称/住所			
その他参考事項			

## 検査の結果

検査項目	判定	判定日	追加検査
1			
2			
3			
4			
詳細情報			
1			
2			
3			
4			

## 添付ファイル/説明

--

平成 年 月 日

殿

動物検疫所 長

## サルモネラ検査結果について

検査場所においてサルモネラ検査を実施しましたので、その結果を下記のとおり通知します。

## 記

- 1 検査場所の名称及び所在地
- 2 指示書番号
- 3 種類
- 4 用途
- 5 検査場所到着年月日
- 6 検査場所到着羽数
- 7 検査場所での死亡・とう汰羽数
- 8 配布先（名称、所在地）
- 9 同一ロットの検査場所（検査担当動物検疫所）
- 10 サルモネラ検査の結果
  - (1) サルモネラ分離の有無： 有 無（いずれかを で囲む）
  - (2) サルモネラ分離状況（サルモネラ分離：有の場合）

分離材料	血清型別(O 抗原、H 抗原)	培養サンプル数	分離サンプル数	備考

(注) 備考欄には、ひなの由来(系統・性別等)、その他参考となる事項を記載する。

殿

動物検疫所 長

鳥インフルエンザ検査結果について

検査場所において鳥インフルエンザ検査を実施しましたので、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 検査場所の名称及び所在地
- 2 指示書番号
- 3 種類
- 4 用途
- 5 検査場所到着年月日
- 6 検査場所到着羽数
- 7 検査場所での死亡・とう汰羽数
- 8 配布先（名称、所在地）
- 9 同一ロットの検査場所（検査担当動物検疫所）
- 10 鳥インフルエンザウイルス検査結果
  - (1) 鳥インフルエンザウイルス検査法：  
陽性 陰性 （いずれかを で囲む）
  - (2) 検査陽性の場合

分離材料	使用キット：LOT 番号、使用期限	全サンプル数	陽性サンプル数	備考

（注）備考欄には、ひなの由来（系統・性別等）、その他参考となる事項を記載する。

殿

動物検疫所 長

## 検疫強化疾病の検査について

到着港に保管中の下記の材料について検疫強化疾病の検査（サルモネラ検査・鳥インフルエンザ検査）を依頼します。

## 記

- 1 種類
- 2 用途
- 3 仕出国
  - (1) 生産農場（名称及び所在地）
  - (2) ふ化場（名称及び所在地）
- 4 搭載機名
- 5 到着港
- 6 到着年月日
- 7 到着羽数
- 8 到着時の死亡及びとう汰羽数
- 9 検査場所の名称及び所在地
- 10 指示書番号
- 11 配布先（名称、所在地）
- 12 同一ロットの検査場所（検査担当動物検疫所）
- 13 当所における検疫強化疾病の検査結果
  - (1) （サルモネラ検査・鳥インフルエンザ検査）陽性
  - (2) 検疫強化疾病検査状況

分離材料	血清型別（O 抗原、H 抗原） /使用キット Lot 番号、使用期限	培養サンプル数 /全サンプル数	分離サンプル数 /陽性サンプル数	備 考

（注）備考欄には、ひなの由来（系統・性別等）、その他参考となる事項を記載する。

平成 年 月 日

企画連絡室長  
動物検疫所 支所長 } 殿  
(出張所長)

動物検疫所精密検査部長

サルモネラの精密検査の結果について

平成 年 月 日付で依頼のあったサルモネラの精密検査（パルスフィールド電気泳動・プラスミド DNA プロファイル）について、下記の成績を得たのでお知らせします。

記

	到着港における分離菌(A)	検査場所における分離菌(B)	(A)と(B)の同一性	備考
菌株数				
成績				

平成 年 月 日

企画連絡室長  
動物検疫所 支所長 } 殿  
(出張所長)

動物検疫所精密検査部長

鳥インフルエンザ検査の精密結果について

平成 年 月 日付けで依頼のあった鳥インフルエンザの精密検査について、下記のとおりお知らせします。

記

1 発育鶏卵接種によるウイルス分離 (赤血球凝集性ウイルス):

陰性 陽性 (該当部分を で囲む。)

2 発育鶏卵接種以外の検査

\_\_\_\_\_ 検査 : 陰性 陽性 (該当部分を で囲む。)

3 鳥インフルエンザウイルス分離 : 陰性 陽性 (該当部分を で囲む。)

4 鳥インフルエンザウイルス (HA 及び NA 抗原亜型)

5 その他